

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（每月一回一日發行）
經濟論叢 第二十五卷 第四號

田島博士還曆祝賀記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和二年十月一日發行

經濟論叢

第二十五卷第四號

(通卷第四百十八號。禁轉載)

近世に於ける社會階級の變化

本庄榮治郎

一 緒 言

我國の近世即ち徳川時代は集權的封建制度の時代であり、史家は之を以て封建國家の完成せられた時代として居る。抑も主従の關係犯す可らざるものがあり、階級の區別が嚴存し、すべてのものを其位置に固定せしめ特權を重んずることは、是れ即ち封建社會の特徴であるが、徳川時代に於てはそれ等の現象は特に著しきものがあつた。例へば政治上に於ては祖法墨守や新儀停止が標語であり、儀禮格式を整へて萬事を拘束し、言論の自由は勿論認められて居らず、處士の横議は當時甚だ忌まれたものであつた。更に社會上に於ては四民の階級侵す可らざるものがあり、各種の職業には株仲間の制度があつて、仲間以外の者の新に同業を營むことを許さず、徒弟から職人と成り、數年の後、暖簾を分けて貰つて別家し、仲間に加出して始めて同業を營むことが出来る。學問武藝より遊藝の末に至るまで、從來の形式を守つて改めず、學にしても藝にしても一度其門

に入れば、其流派の外に出づることは異端邪説として排斥される。主従の關係は武士が其主君に奉るといふばかりではなく、主人と召使との關係も、師匠と弟子との關係も、何れも主従關係で律せられる。即ち一般社會が封建的の色彩を強く持つことゝなつたのである。

當時の社會階級をあらはすものとして一般に士農工商の語がある。武士は最も貴く、農民之に亞ぎ、工商の町人は最下位に列せしめられたものであり、この外に公家、神官、僧侶、儒者、穢多非人等の階級もあるが、最も重要な大多數者の屬する階級としては、武士、農民及び町人の階級であつた。當時はこの階級制度を維持することが眼目であり、その區別が嚴存したものであるから、一階級から他の階級へ移ることは極めて困難であるのみならず、一階級内にも種々なる差別があつてそれが嚴重に維持せらるべきものとされてゐた。然し時代の經過するに従ひ、社會經濟狀態の變化に伴つて、何時迄もそれを嚴守することは困難となつて來た。即ち各階級がその本來有すべき性質を次第に失つたのみならず、他階級的のものとなり、或は一階級より他階級に潛入することも稀れならざるに至つた。本稿は這間の消息を明かにせんがためのものである。

二 階級區別の嚴存

武士階級は既に述べし如く四民の首位に立ち、百姓町人と全然異つた地位を占めたものであ

1) 拙著、日本社會史、137-140、183-190頁

2) 同上、194-200頁

る。武家の家來たる足輕仲間に對しても輕き町人百姓の身として侮辱を加へたならば切捨御免といふ特權があつた程、彼等は社會の中心たり儀表たるべきものと考へられ、百姓や町人は此武士階級を養ふために總かにその生存を許されて居るが如きものであつた。

階級的差別は、武士階級の内部に於ても嚴重に立てられて居たものである。上、將軍より下、足輕仲間に至るまで階級の差によつて格式が定められた。大名には家に因つて御三家(紀尾末)御

家門(越前・松江・津山等諸家)譜代・外様の別があり、領土によつて國主(領一國以上に及ぶもの)準國主(國主に次ぐもの)城主

(城を有するもの)邑主(帥屋持)の格があり、幕府直屬の武士には旗本御家人の二種があつた。一萬石以下

目見以上が旗下で、目見以下は御家人である。その何れにしても譜代と御抱との間には大なる差異があつた。彼等は家格により官位の昇進、城内の座席は勿論、邸宅建築の様式、禮裝衣服の制限、行旅行列の道具供揃より、登城の先後、献上物、拜領物に至るまで一定し、苟も分に超えたることをなし得なかつたものである。稱呼の如きもまた嚴重に定められた。將軍家を呼ぶに上様を以てし、其正配を御臺様といひ、側妾にも種々の名稱ありし如きそれである。幕府より發する公文書にもまた一定の形式があり、文中一の『御』字を記すにも對手の身分の上下親疎等によつて待向直は口の七種の別を立て、宛名の『殿』字にも級級敬意(意)との七種に分ち、『様』字にも様様様様(意)さまの七種あり、苟も濫用することを得ざりしものである。また挨拶に

ついても御目見以上は老中へ禮廻りするに、大門から入つて玄關に至れば、取次が玄關を下りて挨拶するが、御目見以下は大門の脇の潜り戸から入り、自ら玄關に上つて挨拶せなければならぬ。途中で御三家の行列に遭つても御目見以上は態々背向きになつて知らぬ顔して居れるが、御目見以下では行列の槍を見ると其儘蹲踞り、若し御駕籠の戸が開いて居れば拜伏せねばならぬ。其他種々の例があるが、兎に角武士たる階級内に於ても極端に差別的待遇が行はれたものである。¹⁾

かくの如く格式は大に整ふに至つたのであるが、その實は益空虛となつた。蓋徳川時代に於ては、その初期を除くの外、大抵は、主従關係は、實はそれよりも數代以前の先祖の時代に結ばれたものであつて、主従關係が相傳へられてゐるにしても、後に至つては上下の親しみは甚だ薄く、いはゞ歴史的關係を存するに過ぎないものであつた。平和なる時代に軍隊的階級的秩序を維持せんとし、それがために上下の區別を嚴にし形式を重んじたから、主従關係の形式は大に整ふに至つたが、然し眞實の主従關係たる精神的結合力に至つては、この形式の整へるに反比例して次第に薄弱ならざるを得なかつた。

次に農民についてもまた種々なる區別をなすことが出来る。例へば庄屋、組頭、百姓代の如き

村役人と一般農民との區別がある。庄屋などの中には選舉の方法によつた場合もあるが、家柄格

1) 青標紙(江戸叢書卷二所收)
齊藤隆三、近世世相史、260-285頁
安藤博、徳川幕府縣治要略 444頁
拙著、日本社會史、201頁

式の高い者が世襲してこの職に就き威權甚だ高きものもあつた。或は又村の草分たる百姓や、高持たる大地主の如きはおのづから平百姓よりは社會的に高き地位を占めたものである。又小作人などの社會的地位は極めて憐れなものであつて、一本立の本百姓と伍する資格なく、村寄合の場合等にも末席に座せしめられたものであるといふ。²⁾

商工業者の間に於ても前述の如く親方職人徒弟の區別が嚴存したものであるが、都會の住民としても、家持と店子(借家人)との間には非常な懸隔があり、町内一切の公事：與るものは家持ちのみであつて、借家人には毫もその權利が認められなかつたものである。³⁾かくの如く最も自由なる氣風に富める町人階級に於ても種々なる階級や制限や束縛があつて、從來の形式を守つて改めなかつたものである。

要するに武士階級内に於ては勿論、その他の階級内に於ても階級的區別が嚴存し、農には農の禮あり、商には商の仕來りあり、工は亦工の作法を保つといふが如く、社會のあらゆる事柄について故例格式に拘泥せしものであり、表面上の形式は大に備はるに至つたものであるが、その内實に於ては空虚となり、表面上の整備は實質上の破綻となるの有様であつた。

三 階級的特徴の衰頹

2) 拙著、近世農村問題史論、46-53、234-238頁

3) 大阪市史卷一、317頁

昔は武士と農民との間に區別なく無事の日には田畑を耕し、山野に獵して生活し、一朝事あれば劍を提げて戰場に馳驅せしものであつた。然るに戰術の變化とこれに伴つて生じたる武士の都市集住とによつて、武士は地方の田園を捨て、城下に居住することとなり、茲に彼等は既に舊の如き地主農夫たる事實を失ひ、大抵の武士は君主の倉廩より祿を受け、これによつて衣食するものとなつた。即ち兵と農とが分離し、武士は武士として一の階級を成すものとなつたのである。

而して彼等は最早昔の如く農耕を業とせず、主人より得たる俸祿を食む不生産的階級若くは消費階級となるに至つたものであるが、封建制度が武家支配の政治組織である點からいへば、彼等は支配階級として百姓町人を土芥の如くに考へ顧使せしものであつた。

かくの如く武士は支配階級である。武家が政柄を執りし當時に於て自ら高く社會の最上位に立ち一切の權力を獨占し、百姓町人を思ひの儘に奴隸の如く取扱ひ、斬捨御免の如き暴擧すら當然の權利なるかの如くに認められた。然し元祿時代や大御所時代(文化)の華美の世に於ては、彼等も身分不相應なる奢侈風流に浮身を窶し、生活難に陥らざるを得なかつた。切捨御免の特權はあり乍ら切捨てる勇氣は最早なくなつて居た。文久三年に、若し切り損じて町人より殺害されても士道に外れたことさへなければ其家名を斷絶せず跡を立て、やるから見苦しい振舞をせぬやう注意されて居るなどは、武士の面目果して何處にあるか。更に農村に於ても中期以後最早從來の

1) 拙稿、武士階級の窮乏、本誌第二十四卷一號

如く御無理御尤として何事も支配者に屈従することなく、屢百姓一揆を起して爲政者に反抗し、多くの場合に於て農民の要求を容れざるを得ざるに至つた如きは、これ亦武家の支配階級としての實力を疑はしむるものではあるまいか。²⁾

更に經濟的方面に就て之を見るに、先づ幕府も各藩も何れも財政の窮乏に惱んで居た。諸侯武士は何れも『皆首をたれて町人に無心をいひ、江戸京都大阪其外處々の富商を憑て其續け計にて世を渡る』有様であつて、租税の誅求や商人の融通によつて一時の急を凌いだものであつた。「經濟錄拾遺」に『昔熊澤了介が海内諸侯の借金の數は日本に在らゆる金の數の百倍なるべしといへるは寛文延寶の年の事なり、それより七十年を経ぬれば今は千倍なるべし』といひ、「町人考見錄」が元祿前後五六十年間に大名貸其他によつて破産せる京都の商人のことを書き記したものであることによつても、割合に早き時代から諸侯が借金政策に依頼せしことを知ることが出来る。而もその貸借關係は容易に決済せられず、利息は利息を生み元金に元金を加はり、愈々深みへ陥り、遂には永年賦返濟、利金免除等の要求も起る次第であるが、大名の中には借金を踏倒す者もありし如く、之れに對して用達町人仲間の者は締貸即ち同盟非貸の手段に出で大名側を屈服せしめしことも少くない。また一藩の財政が或る藏元の手握られて居た場合もある。例へば仙臺藩の財政が大阪の升屋によつて左右されて居た如きそれである。³⁾幕府財政と雖、町人の御用金によ

2) 近世農村問題史論、294-308頁
3) 社會史、第六卷、128頁
4) 日本經濟叢書、第六卷、280頁
5) 日本經濟叢書、第十五卷、徳川時代商業叢書第一、第三所收
6) 日本經濟叢書、第二十卷、徳川時代商業叢書第一、第三所收

つて補はれたことが決して少くはない。⁷⁾事情かくの如くであるから、財力の前には幕府諸藩と雖、町人に對して支配階級たる實力を有せざりしものといはざるを得ない。

右は幕府諸藩についてであるが、更に一般武士階級について之を見るに、徳川中期以後、武士生活の窮乏甚しかりしことは幾多の事實によつて立證し得る所である。試みにその二三を擧げんか、⁸⁾武士の魂とも稱せらるゝ刀劍甲冑の類が、太平の世には之れなくとも用を缺かぬために、典賣されて人手に渡りし如き、或は藩士登城の際その衣類に事缺きて質屋より取寄せて着用し、歸宅の後之を返却せし如き、如何にその窮乏の甚しかりしかを察するに足るであらう。かゝる有様であるから武士の中には一僕一婢を置かず、自ら薪水の勞をこるものもあり、或は内職をなして家計の補ひとなすものも少くはなかつたが、然し多くの武士は種々の方法によつて借財をなし、一時の急を凌いだものである。「世事見聞録」にもこのことを説いて曰く「殊に近來知行所の分は知行所を計入、當時専ら行はるゝ御貸附金を借り、又は宮門跡方などの名目金を借り、分限高の内も其餘も利足其外に差出す事に成て、身上の圖方を失ひ、或は拜借金の上納も出來ず(略中)又御切米取の分、御藏宿といふものに大借出來、是又何れも分限高の内三步一か又半高も其餘も元利の辻に引取らるゝ譯になる」云々「御切米はかねて藏宿といふ者に引取られ、身上の元手を失ひし事なれば正不正の筋を不撰、其時の辨用なくて叶ざるに任せ、前後の差別もなく金銀を借る

7) 同上、229-232頁

8) 拙稿、武士階級の窮乏、本誌二十四卷一號

事を手柄と致し、或は土藏家作を書入、高利金、座頭金、日成し錢などを借り、三ヶ月目證文替る度毎に利足踊り禮金一割二割杯いだし頓て元金の半分も失費になり」云々⁹⁾。嘉永六年七月井上三郎右衛門の上書には旗本の困窮を説き、その高利貸に苦しめらるゝの狀を説いて曰く「扱又近來融通方の風儀悪しく相成、貸方にては證文面の貳拾五兩一分の割合相認、内實は貳拾兩一分に貸付、其上に一割の禮金を取、其外にも品々貪り候様子にて差當り百兩の金子借受候には最初に一割の禮金拾兩差出し、一ヶ年の利足は拾五兩、猶又四ヶ月目には證文書替の節、踊りの利足金爲差出、其外懸合に度々飲食の雜費にて勘定仕候得は一ヶ年には參拾兩程にも相成申候。借方にては高利とは存候得とも右の割合に無之候ては貸候者無之候故不得止事借入、其時々を凌ぎ候故、連率次第に困窮に相成、年を重ね候ても返濟不相成候節は利金を元金に加へ證文書替の間纒の間に借財相嵩、終には收納高を不殘振向是も引足不申候様に相成、勤續にも拘り候様成行候次第に御座候得は」云々¹⁰⁾。徂徠の「鈴録」に「武士の身上は皆商人に吸取らるゝこと當時の有様なり」¹¹⁾とあるは、蓋、肯綮に中れるものといはなければならぬ。

以上の如き事實は、とりも直さず表面の地位のみ高くして實力の伴はざりし武士階級の現實暴露の悲哀を示すものであらう。彼等は最早支配階級としての力を有せない。「座塚談」に「武家は人を治め、商人は治めらるゝの法なるに、今は町人が人を治る世のことし」¹²⁾といへるは、這問の

9) 近世社會經濟叢書第一卷、10-16頁

10) 大日本古文書、幕末外國關係文書之一、748頁

11) 日本經濟叢書第三十三、361頁

12) 溫知叢書卷九、83頁

事情にも當て倣めることが出来る。

次に農民階級は如何。當時の封建制度は經濟上より見れば土地を主要なる生産手段とし、農民を唯一の生産階級とし、その上に武士と稱する特權階級が支へられて居た組織である。當時農を本とし商工を末とせしことも、全く右の如き關係から武士階級の存立のためには農は缺く可らざるものであつたからである。然るに徳川中期以後に於ては農民の生活難は殊に窮迫せる状態となり、農村の人口が都會に流入し、或は多兒養育の困難から間引の慣習が一般に行はれて人口の自然的増加を妨げ、農村に殘留せる者も必ずしも農業に従事するものゝみにあらず、職業の轉換も行はれたため、農業に對する勞力の缺乏を生じたことは當然の結果であり、その他の原因も加はつてこゝに田畑荒廢なる現象を生ずるに至つた。¹¹³⁾ 事こゝに至つては最早從來の如く武士階級を養ふに足らざることゝなり、武士階級も農民のみによつてその生活を維持することは極めて困難ならざるを得ざるに至つた。即ちこの觀點からすれば農民が生産階級たりしことは勿論であるが、從來の如き武士階級を養ふに足る實力を有せざるに至つたものであつて、封建制度維持の上にならざる困難を生せしめざるを得ざることゝなつた。

次に町人階級は如何。幕府の觀る所では町人は武士の如き祖先の勳功も彼等自身の手柄もなく、又百姓の如く四時不斷の艱苦を嘗めて國家國民の爲めに必需品を作り出すものでもなく、只

113) 拙著、近世農村問題史論、198-201頁

管算盤玉を弾いて安逸に耽りながら、錙銖の利を争ふものであつて、動もすれば奢侈を増長せしむる無用の者として考へておつた。¹⁴⁾當時は貨殖のことは口にするだに恥づべきものとせられて居たから、町人の如きは最も卑しむべく最も排斥すべきものとして、四民の最下位に列せしめられたものであつた。これ『工商はなくともすむべし』¹⁵⁾（略中）農人は一人にても増ことをはかるべし。商人は一人にても減んと欲すべし』と説き、商工を末業として排斥し、殊に農民間に町人の氣風の染せんことを避けしものであつて、一言にしていへば町人階級は無用階級として考へられて居たものであつた。

然るに泰平の打續くと共に弓は袋に納められ、長押の鎗は徒らに塵の堆きに任せ、戦争は昔物語となつて、世は贅澤に流れ、奢侈を追ふ有様であり、武力は當世に用なく、金力が之れに代るの時代となり、町人階級は時代の進むに従ひ益々實力を備へて隱然社會の一大勢力たる地位を占め、之に反して農村は疲弊し、武士階級は窮乏に陥り、町人に頭を垂れ、その融通によつて漸く難關を切り抜けつゝあつたものである。「町人黨」に『いにしへは百姓より町人は下座なりといへどもいつの頃よりか天下金銀づかひとなりて天下の金銀財寶みな町人の方に主とされる事にて貴人の御前にも召出さるゝ事もあれば、いつとなく其品百姓の上にあるに似たり』¹⁷⁾といつてゐるが、町人の力は百姓を凌ぐ位のことではなく既に早く武士の階級をも凌げるものである。蒲生君平が

14) 天保十四年七月の用金令にもこの意味の詞が見れて居る。拙著、徳川幕府の米價調節、250頁参照
15) 夢の代、日本經濟叢書第二十五卷、301頁
16) 拙著、近世農村問題史論、69-72頁
17) 日本經濟叢書第五卷、65頁

『大阪の豪商一度怒て天下の諸侯懼るの威有り』¹⁸⁾と言つたと傳へられてゐるが、この言葉は蓋當時町人の實力を示して遺憾なきものである。嘗ては無用の階級として考へられた町人階級も、今やそれなくしては、武士階級と雖、生活することを得ず、武士階級の存立のためにも町人階級は缺くべからざる有用階級となるに至つたのである。

之を要するに武士は支配階級であり、農民は生産階級であり、町人は無用階級として考へられたものであつたが、その階級の特徴は中期以後次第に變化し、武士階級の無力、農民の疲弊、町人階級の勃興を見るに至つたものである。

四 他階級化と他階級への移動

前述の如く階級的特徴は次第に衰頹しつゝ、あつたものであるが、更に進んで一階級の者が他階級者の如くに變化し、或は一階級へ潜入することすら行はるゝに至つた。

(イ) 武士の町人化。昔の武士は廉恥を重んじ貨殖のことは口にするだに恥づべきことゝされて居た。元祿の頃に、金錢のことにて辱しめられたれば戯れとはなしがたしとて、同僚の武士を討ち果したといふことであるが、¹⁾時代の経過に従ひ、武士の生活困難のために、何事も物質的利益の伴はざることは之を爲さざるに至り、或は出入町人等から諸品を買上ぐる度毎に利潤の上前をと

18) 同叢書三十四卷、528頁

1) 甲子夜話第一、253頁

り、其外種々の名義で役徳をかせぐの風があつた。遂には家來を召抱へるにも金子を用立てしめ養子を迎へるにも財産の多少を問題とするに至つた。²⁾當時諸侯の中には諸士救済の目的で彼等をして或る種の工業を行はしめたものがある。即ち家中工業是れである。その工業の種類には種々あるが、家中一般に行はれて相當なる成績を挙げたものは、主として製糸紡織事業であつた。殊に甲州の郡内織、羽州の米澤織等は有名な例であり、また熊本侯が絹織を諸士の妻女に奨励して大に盛大ならしめ、白河侯が絹縮緬を織らしめたことも著明なる事實である。³⁾この現象は前述の武家の内職と共に、不生産的階級たる武士が經濟狀態の變化に順應し、工業生産によつて其生産を支へんとしたるものであつて、從來の經濟組織では武士は生活し得ざるに至りしことを示すものであるが、前述の武士が物質的利益を追求せしこと、共に、武士が町人化したる一例を示すものといふことが出来る。

(口) 武士、町人となる。然しそれ位のことではなく、武士たる身分をすて、生活に餘裕ある町人階級に入つたものも少なくない。文政年間に成つた「江戸町方書上」⁴⁾によると二百五十家ばかりの商家の中で、武家浪人或はその子孫又は郷士を祖先とするものが四十八家程ある。又「町人考見録」の中にも京都の町人で石河自安、高屋清六、平野祐見、三木權太夫等が武家浪人の出であることが明かである。勿論此等の中には武家生活を離れて年久しきものも含まれてゐるであらう

2) 世事見聞録、近世社會經濟叢書第一卷、8-34頁
3) 瀧本博士、増訂日本經濟史、220-221頁
4) 徳川時代商業叢書、第一所收

が、有名な舊家町人の中には武家の血脈を傳ふる者の少くないことは明かであらう。

(八) 庶民、武士となる。寶永七年の武家法度の中に「近世の俗繼嗣を定る事、或は我族類を問ずして其貨財を論ずるに至る」云々⁵⁾とあるが、財産を目的として養子を迎ふことは既に元祿寶永の頃から盛んであつた。或は殊更に惣領除をして持參金付の養子を迎へ、又所謂直家督の制度が起り、事實に於て家督の賣買同様となるに至つた。而も、必ずしも武士の血統に限らず平民からも養子を迎へたものである。「世事見聞録」に曰く「扱また御旗本の家督右體賣買同様に成りし故、當時御勝手方などを勤る御役人、御代官又は御醫師御同朋など、武邊にあらざる職業の子供たりとも大家へ縁組いたし、⁶⁾右の如く他姓の養子流行して何れの家にも多く先祖の血脈を失へり」と。また家人株の賣買についても吉宗のとき嚴に禁斷せし如くであるが、其後又追々行はれ尋常普通の事となつた。「世事見聞録」に曰く「扱又御家人の類、番代と唱へて株の賣買相當の直段ありて金銀を以て譲り引をいたす事なり。是又人物を構はず御代官の手代など如何なる事にや福有を得て大金銀を出して一家の番代を譲り受、又は倍の財寶を除多貯へて譜代の主人に暇を與、一旦浪人と成りし上、御家人の株を買もあり、或は筋目なき町人の子供、又は高利の金銀を貸して非道に利を貪り取たる族、或は座頭の子供、其外遠國のもの在所にて惡事をなし、其所に住居なり兼、親を捨て江戸へ出たるもあり、又領主地頭の咎あるも、有べきか、或は坊主の法

5) 日本古代法典、791頁

6) 近世社會經濟叢書第一卷、22・23頁

戒を破つて還俗したるも有べし。持戒の僧の子もあらんか、末々に至つては穢多非人の類の交りたるも計りがたし」云々と。また「幕末史」に曰く「彼等にして一度與力徒士の如き卑き家人の株を買うても、季世には「譜代場」と「抱場」その限界寛縦なるが故に、才力のあるまゝに累進して堂々たる旗本に列せし者も少なからず、水野忠邦老中たりし時の有力者たりし久須佐渡守祐明の如き、全く信濃より出て、買株により出身し、終に勘定奉行に列し、其子祐雋も亦佐渡守と稱して幕末大阪町奉行に任せられたるが如き右の一例なり。故に幕人と云へば多く三河武士の後裔を思はしむれども其實に於ては上の如き混化を受けしなり」と。このことは、諸藩に於ても亦同様であつて、輕き士分は賣買せられた。維新の元勳伊藤博文公爵の如きも、父君は山口縣熊毛郡在住の山緒ある百姓であつたが、萩の城下に出て、伊藤家の株を買はれたものであるといふことである。⁸⁾

幕末頃における家人株賣買の相場は嘉永六年六月井上三郎右衛門の上書によれば現在養子は高百石に付金五拾兩、急養子は百石に付七八拾兩より百兩迄にて相談取極つた如くであり、同七月の山本元七郎の上書には急養子直家督などは百俵百金、千石千兩と定つて居たやうである。⁹⁾

かくの如くに他姓養子旗本家人株の賣買が、その人物を論せず、武士、浪人、百姓、町人の區別なく、只財産を目當とせしことは、先祖の血脈を失ひ、庶民が士流に潛入する機會を作つたも

7) 同上、23頁

8) 藤井甚太郎、明治維新史講話、60頁

9) 大日本古文書、幕末外國關係文書一、458, 792頁

のといはなければならぬ。

(二) 農民の町人化及び農民町人となる。農村を都會から引き離し、農民を町人より隔離する

ことは、當時爲政者の方針であつたけれども、市中に近き農家は自ら市風に化せられしのみならず、農民の中には町人の生活を羨み之を目標として進み、或は都會に入つて商人日傭夫となり、

或は町人と縁組をなした農村に残留せる者にては農業を廢して小商業などを營むものもあつた。「經世談」に農民は『却て町人になりたく思ひ、女子を縁付け次男を婿にやるも、商人などこ

そよけれど覺へて、多き中には、家督も生れたる子も、なるべきならば百姓の家を弟にゆづりて其身は繁華の地城下湊などにて身もちたく思ふ者多く、たごひ其土地に居て一生を終る者も、

町人の風儀をまねたく思ふゆへ、髮のゆひやう、衣服のもやうを始、すべて町人の華靡をまね」云々といへる如きその一例である。されば農村の住民にて農耕を專業とせざるものも甚だ多かつ

たやうである。寶曆頃仙臺藩蘆東山の上書に『百人の民に御座候へば農業は妻子に相任せ、其身には商工の渡世仕る者凡そ五十人も可有之候。殘る五十人は右に申上候種々の渡世と耕作と相雜

へ相續仕るにて候。其内一向農業に計、片付候者は一兩人も無之候』といへることも必ずしも或

特定地方の例外的現象ではなく、一般の状況を推察するに大に参考となるべきものであらう。而

して農民出身の町人の少くなかつたことはいふ迄もない所であるが、前述の「江戸町方書上」にも

10) 家職要道、日本經濟叢書卷二十四、240頁

11) 續日本經濟叢書卷二、468頁

舊家たる町人の中、その祖先の農民たりしもの少くとも十九家を算ふることが出来る。然し實際はそれよりもつと多く農民出身の者があつたであらう。江戸には上方者殊に江州人、伊勢人が多いと稱せられるが、それ等の者の中にも商人として移住したもの、外に、元來農民であつたものが江戸に來て商人となつた者も少くはなからう。

(ホ) 町人の侍化。町人が財力の上に於て武士階級を壓倒したことは既に述べし所であるが、『武家の規矩をも辨へざる領分の百姓、又は由緒もなき町人杯を頼みて、家の内外を見せ聞せて年分暮方の宛行を請、諸事彼もの、作略に預り、或は領分知行の内、物持の百姓などへ用金を無心し、或は用立上ケ金の多少に隨ひ褒美の高下を付け、或は役付の服を呉、又切米扶持方など與へ、又は苗字帶刀を免し、又は格式を授けなどするなり』¹²⁾といふが如きは、全く町人を武士同様¹²⁾に待遇するものといふことが出来る。大阪の掛屋は江戸の札差と共に大小武家の金融機關であつて、大名の方では掛屋に對して扶持を與へ、家老同様に待遇したものである。就中鴻池善右衛門の如きは加賀、廣島、阿波、岡山、柳川の五藩の掛屋を勤め、尾州、紀州の用達を兼ね、扶持米のみにても合計一萬石に達し、別家でさへ七十人扶持を受けたものがある。されば鴻善、平五^(平野屋五兵衛)天五^(天王寺屋五兵衛)等巨商富豪の日常生活は大名に類する程であつたといふ。これ等は全く商人の侍化といふことが出来る。

(へ) 町人地主となる。又他の方面に觀察を向けんか、町人の財力が農村に及び、町人が一方では地主として勢力を占めたことも少くはなかつた。即ち土地の兼併や新田開發等の場合に其例を見る。當時一般に町人請負新田と稱して町人が開墾を計畫せしことありしに徴すれば新田開發の場合に町人の資力の加はりしことは必ずしも少からざりしことであらう。例へば寶永二年四月大阪難波別院が企業主となつて開發に着手した深野新田についても多數の大阪町人が加はつて享保七年頃には北半部は鴻池屋が所有し、南半部は平野屋の手に歸したといふ。また文政六年開發の尾張海部郡内の政成新田が概ね名古屋の富商の手に歸せし如き¹³⁾。何れも町人が地主たる身分を有するに至りしものであつて、これは町人が百姓となつたわけではないが、いはば農民たる身分をも兼ねしものと見ることが出來やう。かの大鹽平八郎の檄文の一節に「大阪の金持其年來諸大名へかし付候利徳の金銀並扶持米等を莫大に掠取未曾有之有福に暮し、町人之身を以大名之家老用人格等に被取用、又は自己之田畑新田等を夥しく所持何に不足なく暮し」云々¹⁴⁾とあるが如き町人の侍化と町人地主の存在を示せるものであらう。

要するに町人はその掌握せる金力によりて或は武士階級に潜入し、或は武士の如き待遇を受け、或は地主たる地位をも占むるに至りしものであつて、昨日の町人が今日の武士となり、武士が町人と變る世の中となつたものといふことが出來やう。

- 13) 小野武夫、農民經濟史研究、243-256頁
牧野信之助、近世開墾の發達特に愛負新田に就て(歴史地理二十五卷四號)
- 14) 大阪市史卷二、485頁

五 結 論

私は以上述ぶる所によつて徳川時代に於ける社會階級が必ずしも一定不變のものにあらずして、時代の變化と共に著しくその性質を異にし、或は階級區別の混亂を惹起したことを説いた。然らばこの變化は何を意味するものであらうか。抑も當時の封建制度は武士といふ特權階級が治者階級として他階級を壓し、武士は農民によつて養はれてゐた組織である。然るに従來唯一の生産手段として考へられた土地の外に、商工業が勃興し、貨幣が普及し、都市が発達して町人階級の擡頭を見るに至つた。此等の現象はどれも直さず従來の土地經濟に對する貨幣經濟の發生、商業資本の出現を物語るものである。この經濟上の變化のために武士階級は到底その生活を維持する能はず、農民も従來の如く武士を養ふ能はざるに至り、彼等は遂に新しき經濟力の前に屈服して、町人の資給に依頼し、或は自ら町人化し、或は町人階級に潛入するに至つた。反之町人階級は其財力によつて社會の實力を占め、武士を壓し農村にまで進入するに至つた。換言すれば經濟上の變化に應じて各階級は次第に在來の特徴を失つて混化し、一階級より他階級に移動することも行はるゝに至り、階級區別の混亂を生ずるに至つたものである。階級區別の維持が封建制度に缺く可らざる特徴たる以上は、この階級區別の混亂は、封建制度の據つて立つべき根據を動搖せ

しめしものであつて、徳川時代における封建制度の當に覆らざる可らざることを示すものといはなければならぬ。